

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年10月1日までの期間及び15年4月1日から19年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、8年4月から9年9月までは30万円、15年4月から17年8月までは26万円、同年9月から19年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成19年7月6日まで

昭和57年2月から平成19年7月までの間、A社に勤務した。当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間については、私が所持する給与明細書等では、報酬月額は約22万円から約34万円となっているが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年10月1日までの期間及び15年4月1日から19年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する10年3月、同年4月、11年8月、12年4月、16年11月、同年12月、17年7月、同年8月、同年10月、18年5月、同年8月、同年11月及び19年5月の給与明細書、申立人が所持する8年分、11年分及び15年から18年までの分の給与所得の源泉徴収票、市区町村が発行した平成12年度から14年度までの期間及び16年度から20年度までの期間に係る所得・課税証明

書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、8年4月から9年9月までは30万円、15年4月から17年8月までは26万円、同年9月から19年5月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のうち、平成16年2月1日から19年6月1日までの期間については、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めている上、申立期間のうち、8年4月1日から9年10月1日までの期間及び15年4月1日から19年6月1日までの期間については、申立人が所持する10年3月、同年4月、11年8月、12年4月、16年11月、同年12月、17年7月、同年8月、同年10月、18年5月、同年8月、同年11月及び19年5月の給与明細書、申立人が所持する8年分、11年分及び15年から18年までの分の給与所得の源泉徴収票、市区町村が発行した平成12年度から14年度までの期間及び16年度から20年度までの期間に係る所得・課税証明書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該各期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成8年4月1日までの期間及び9年10月1日から15年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成元年1月から6年12月まで、7年4月、同年10月、10年3月、同年4月、11年8月及び12年4月の給与明細書、申立人が所持する2年分、5年分、6年分、8年分、11年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票、市区町村が発行した平成12年度から16年度までの期間の所得・課税証明書から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成19年6月1日から同年7月6日までの期間については、申立人が所持する未払賃金立替払決定・支払通知書から、申立人は、当該期間において、A社における未払賃金の立替払金を受給していることが確認できる。

また、申立人が所持する平成19年5月分の給与明細書及び市区町村が発行した平成20年度所得・課税証明書から、当該期間における給与については、申立人に支払われていないと推認できる。

さらに、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月27日  
② 平成20年2月25日

両申立期間に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該役員賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表（平成18年2月分賞与、同年2月27日支給）、賞与支払明細書（平成20年2月25日支給）及び賃金台帳（平成18年分及び20年分）、並びに市区町村が発行した所得・課税証明書（平成19年度及び21年度）から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は100万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に係る届出を失念しており、保険料の納付も行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月27日  
② 平成20年2月25日

両申立期間に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該役員賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表（平成18年2月分賞与、同年2月27日支給）、賞与支払明細書（平成20年2月25日支給）及び賃金台帳（平成18年分及び20年分）、並びに市区町村が発行した所得・課税証明書（平成19年度及び21年度）から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は80万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に係る届出を失念しており、保険料の納付も行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月27日  
② 平成20年2月25日

両申立期間に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該役員賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表（平成18年2月分賞与、同年2月27日支給）、賞与支払明細書（平成20年2月25日支給）及び賃金台帳（平成18年分及び20年分）、並びに市区町村が発行した所得・課税証明書（平成19年度及び21年度）から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に係る届出を失念しており、保険料の納付も行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月27日  
② 平成20年2月25日

両申立期間に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該役員賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表（平成18年2月分賞与、同年2月27日支給）、賞与支払明細書（平成20年2月25日支給）及び賃金台帳（平成18年分及び20年分）、並びに市区町村が発行した所得・課税証明書（平成19年度及び21年度）から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に係る届出を失念しており、保険料の納付も行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月27日  
② 平成20年2月25日

両申立期間に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該役員賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する支給控除一覧表（平成18年2月分賞与、同年2月27日支給）、賞与支払明細書（平成20年2月25日支給）及び賃金台帳（平成18年分及び20年分）、並びに市区町村が発行した所得・課税証明書（平成19年度及び21年度）から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年2月27日は10万円、20年2月25日は60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に係る届出を失念しており、保険料の納付も行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案566（事案148の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主に  
より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月31日から35年10月1日まで

私の夫は、生前、「昭和21年頃から35年頃までの間、A市区町村内にあつたB社において船員として勤務し、船員保険に加入していた。」と話していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、B社に係る船員保険の被保険者記録が無いので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが記録の訂正は認められなかった。

今回の再申立てに当たり、私の夫の妹から、私の夫が申立期間において船員として乗船していた旨の供述が得られたので、申立期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

なお、当初の申立ての後、当初の申立期間（昭和21年4月1日から35年10月1日までの期間）の一部を含む昭和21年1月26日から24年5月31日までの期間については、B社とは別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できたことから、今回の再申立てに当たっては、申立期間の始期を同年5月31日に変更する。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

今回の申立てに当たり、申立人の妻は、申立期間を昭和24年5月31日から35年10月1日までの期間に変更して申し立てしているところ、当初の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管する申立人の履歴書から、申立期間のうちの一部の期間について、申立人がB社に勤務していたことはいかがえるものの、同社が所在していたと申立人が供述するA市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）に、同社に係る資料が見当たらないこと、ii) B社は、25年7月20日に同社本店をC市区町村に移転しているが、移転後の同社に係る申立期間及びその前後の期間における船員保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらないこと、iii) B社は、既に船員保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当

時の役員も所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務状況及び保険料の控除の状況等について、関連資料及び供述が得られないこと、iv) 申立人は故人であることから、申立期間当時の具体的な状況が不明であり、申立人の妻が名前を挙げた関係者から聴取しても、申立人が申立期間において船員として勤務していたことはうかがえるものの、事業所の名称や船員保険の加入状況等について具体的な供述が得られないこと、v) 申立期間において、申立人が船員保険の被保険者として、船員保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、申立人は、当初の申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人の妻は、当初の申立期間に係る始期を昭和24年5月31日に変更するとともに、新たに、「私の夫の妹から、私の夫が申立期間において船員として乗船していた旨の供述が得られた。」旨を主張しているところ、申立人の妹は、前述の履歴書に記載された申立人のB社における勤務期間より前の期間については、当該履歴書の記載内容と符合する供述をしているものの、「申立期間における申立人の勤務地、勤務した事業所の名称及び勤務期間等については、不明である。」旨を供述している上、申立人の妻が申立期間当時における申立人の勤務実態を証言するとして名前を挙げた者（故人）の家族の者は、「少なくとも昭和26年3月頃までは、申立人はD市区町村においてE業務に従事していたが、それ以降については分からない。」と供述している。

また、今回の申立てに当たり、B社の本店移転後に係る前述の船員保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿のほか、A市区町村を管轄する年金事務所において、本店移転前のB社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿が現存していることが新たに確認できたところ、当該船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、当該船員保険被保険者名簿から、申立期間において船員保険の被保険者であったことが確認できる申立人と同郷であるとする者（一人）は、「私は、昭和24年9月から半年間ほどB社の船舶に乗船していたが、申立人を知らない。僚船の船員であっても、同郷出身であれば記憶に残ることから、私が乗船していた期間は、申立人は勤務していなかったと思う。」と供述しているほか、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、同社のF職種の補助業務に従事していたと供述する者（一人）は、「B社が、A市区町村における事業を廃止した昭和25年4月末までの約2年間において、同社に勤務したが、申立人の名前に記憶はない。A市区町村で事業していたB社の船舶は、事業廃止の時点で全て売却された。」と供述しており、申立期間に係る申立人の勤務状況、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、B社がA市区町村において厚生年金保険の適用事業所であった昭和21年

11月15日から25年4月30日までの期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名は無かった。